

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(抄)

(平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直しなど

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

- ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直しなど
- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置)など 17

5-3 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)の概要

平成30年6月1日成立
平成30年6月8日公布

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月))

等

施行期日

平成30年10月1日(ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日※ 等) ※平成31年11月支払いより適用

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

施設

GH

病院

等

一人暮らしを希望する障害者が移行

支援内容

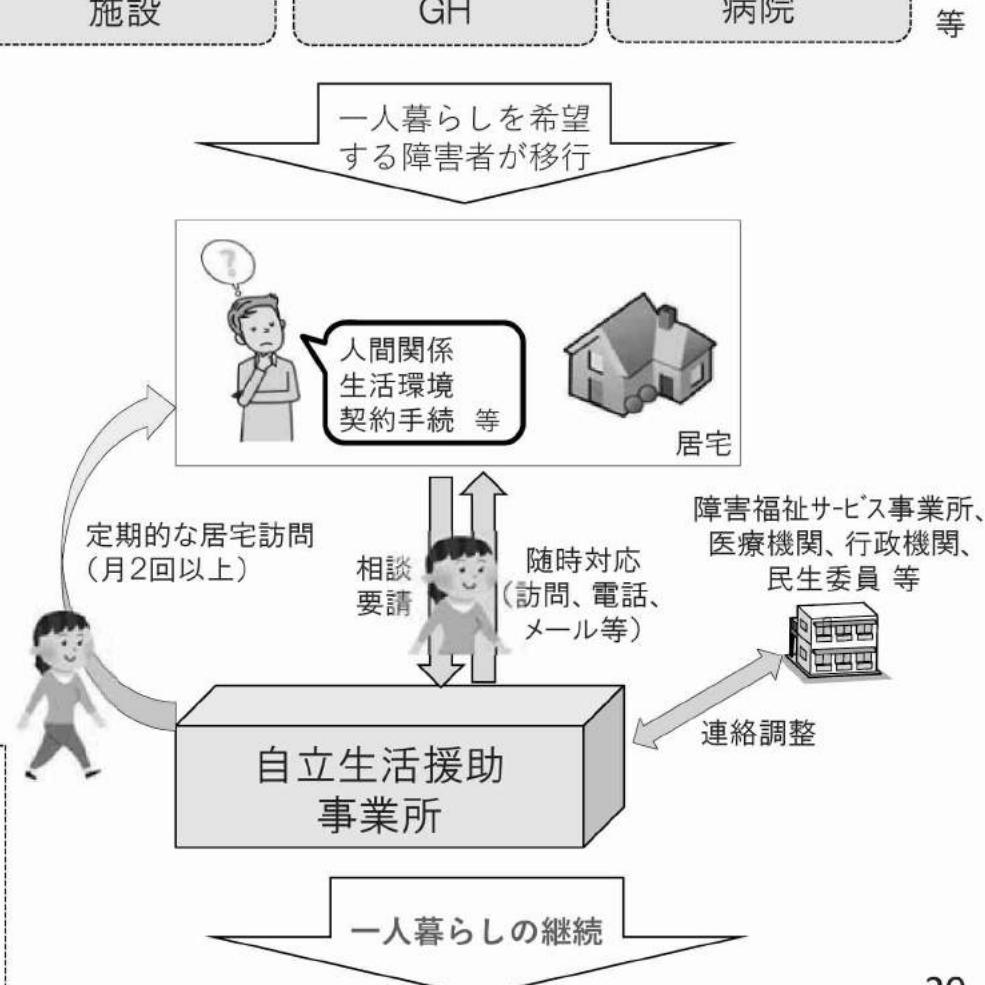
- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
 ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月

※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。



精神障害者地域移行特別加算 300単位／日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助（再掲）において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

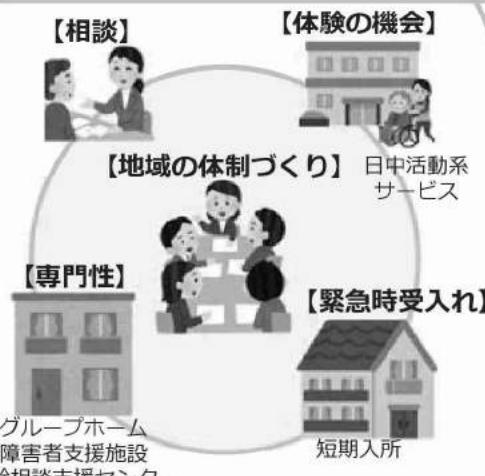
一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の
人数で除した数が
30未満 1,547単位／月
30以上 1,083単位／月

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築



相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

地域移行支援における地域移行実績等の評価

精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費（I）3,044単位／月

医療観察法対象者の受け入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位／日

平成31年3月8日
東海・北陸ブロック研修会

福井県地域生活支援センター 実践報告

 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
福井県済生会
福井県地域生活定着支援センター
社会福祉士 川端 敏之

地域生活定着支援センターの概要

- 地域生活定着支援センターとは？

⇒矯正施設退所後、直ちに福祉サービスにつなげるため、各都道府県に設置されている事業所です。
65歳以上の高齢者や、障がいのある方を支援の対象としています。

保護観察所と協力して、
対象者が出所したあと、生活に困らない
ように住む場所を探したり、事務手続きを
したり、福祉サービスの利用申請などの
必要な支援を行います。



福井県の状況

受託法人：（社福）恩賜財団 済生会支部 福井県済生会
開設日：H23.4.1～
所在地：福井県済生会病院 東館1階（福井市和田中町舟橋7-1）
職員数：4名（専任2名・兼任2名）
所持資格：社会福祉士（3/4名）



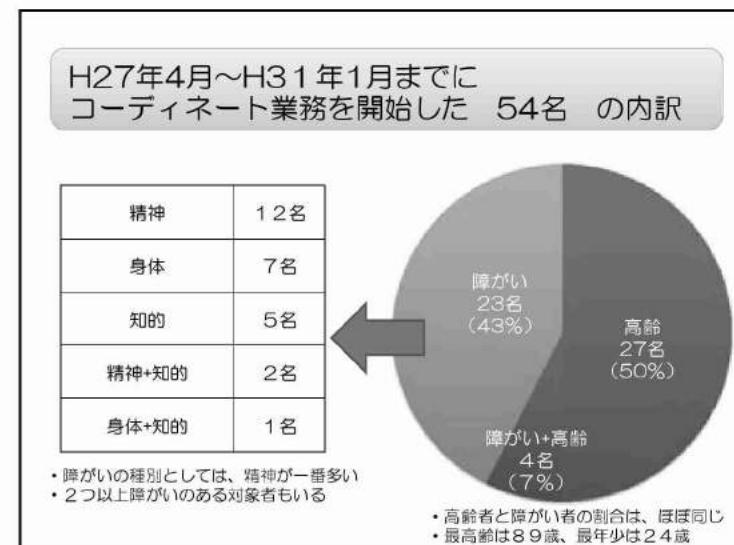
※参考
• 1センターに、社会福祉士等の専門職が1名以上必要です。
• 石川県、富山県、熊本県、大分県も済生会が受託しています。

地域生活定着支援センターの4つの業務





センターの稼働状況					
支援開始人数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 ※4月～1月	合計
コーディネート業務	13	18	11	12	54
フォローアップ業務	12	11	2	5	30
相談支援業務	6	6	2	1	15
合 計	31	35	15	18	99



【罪名別】					
窃盗（常習累犯窃盗含む）	34人 (48%)				
傷害・暴行・脅迫 等	8人 (11%)				
住居侵入	5人 (7%)				
器物・建造物 破損	4人 (6%)				
わいせつ	4人 (6%)				
詐欺	3人 (4%)				
覚せい剤取締法違反	3人 (4%)				
銃刀法違反	2人 (3%)				
公務執行妨害	2人 (3%)				
その他	6人 (8%)				

【入所度数別】	初入	2入	3~5入	6~10入	11入以上
	29人(55%)	8人(15%)	5人(9%)	3人(6%)	8人(15%)
(最高 19入)					

【センター支援回数別】	1回	2回	3回
	44人(81%)	9人(17%)	1人(2%)

再犯の要因

- ・お金がなく生活が困窮していた
 - ・万引き、酒、ギャンブルがどうしても止められなかった
 - ・自分が依存症であることを認めることができなかった
 - ・頼れる身内や知人、相談相手がいなかった
 - ・どこに相談すれば良いか、わからなかった
 - ・お金や住む所はあったが、日中することや出番、役割がなかった
 - ・必要な福祉サービスを利用していなかった
（依存症関連施設）
- 

最後に

皆様のご理解とご協力があり、支援が成り立っています。

そして、連携する事の大切さを強く感じております。

今後とも、ご支援の程、宜しくお願い致します。



ご清聴ありがとうございました。

全定協「東海・北陸ブロック専門研修会」

『罪を犯した人たちとの “出会い”が気付かせてくれたこと』

～関係性構築のポイントを中心に～

長崎県地域生活定着支援センター
所長 伊豆丸 剛史

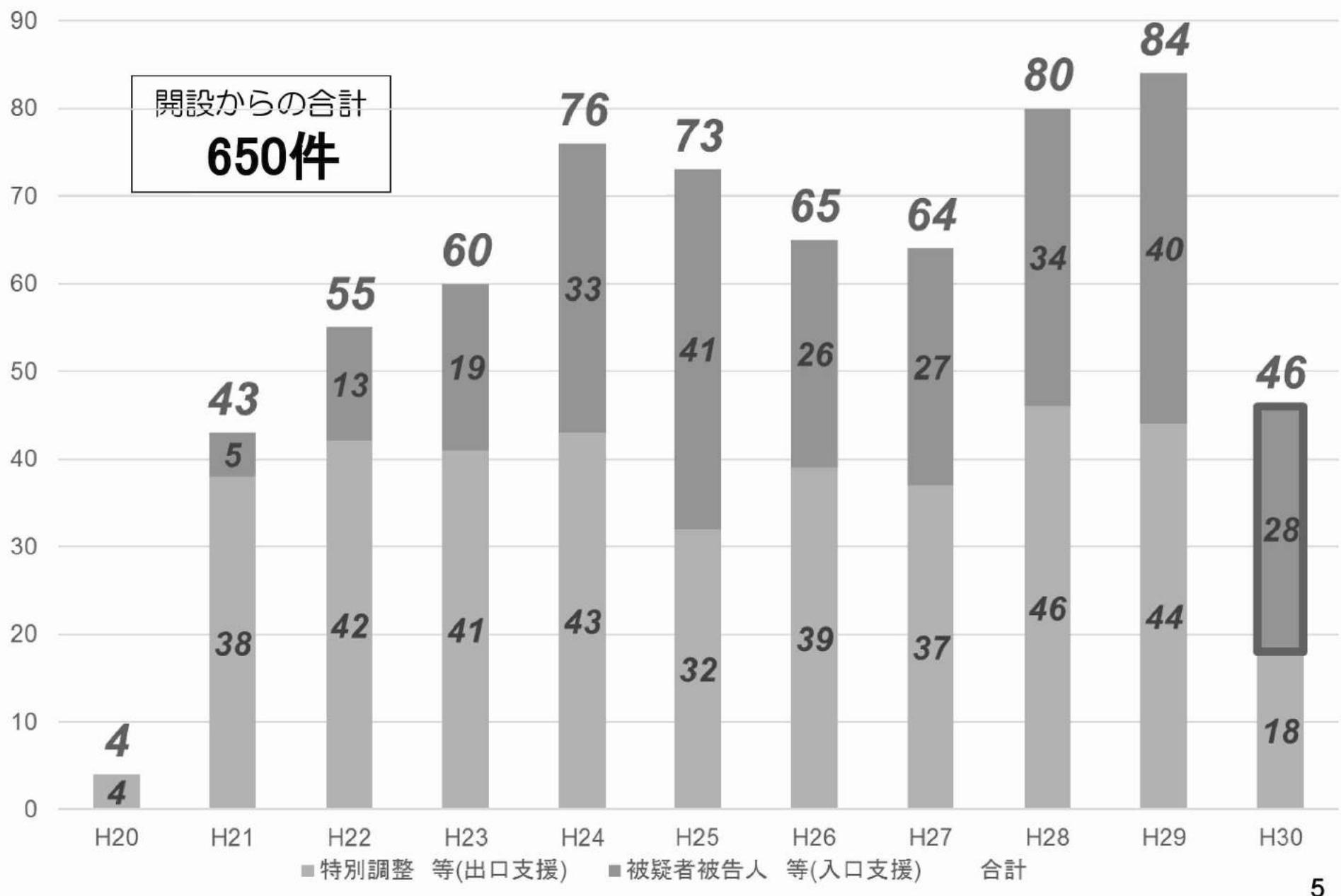


『地域生活定着支援センター』の主な業務
～矯正施設（刑務所・少年院）からの“出口支援”～



刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

『依頼件数の年次推移（平成30年9月末現在）』



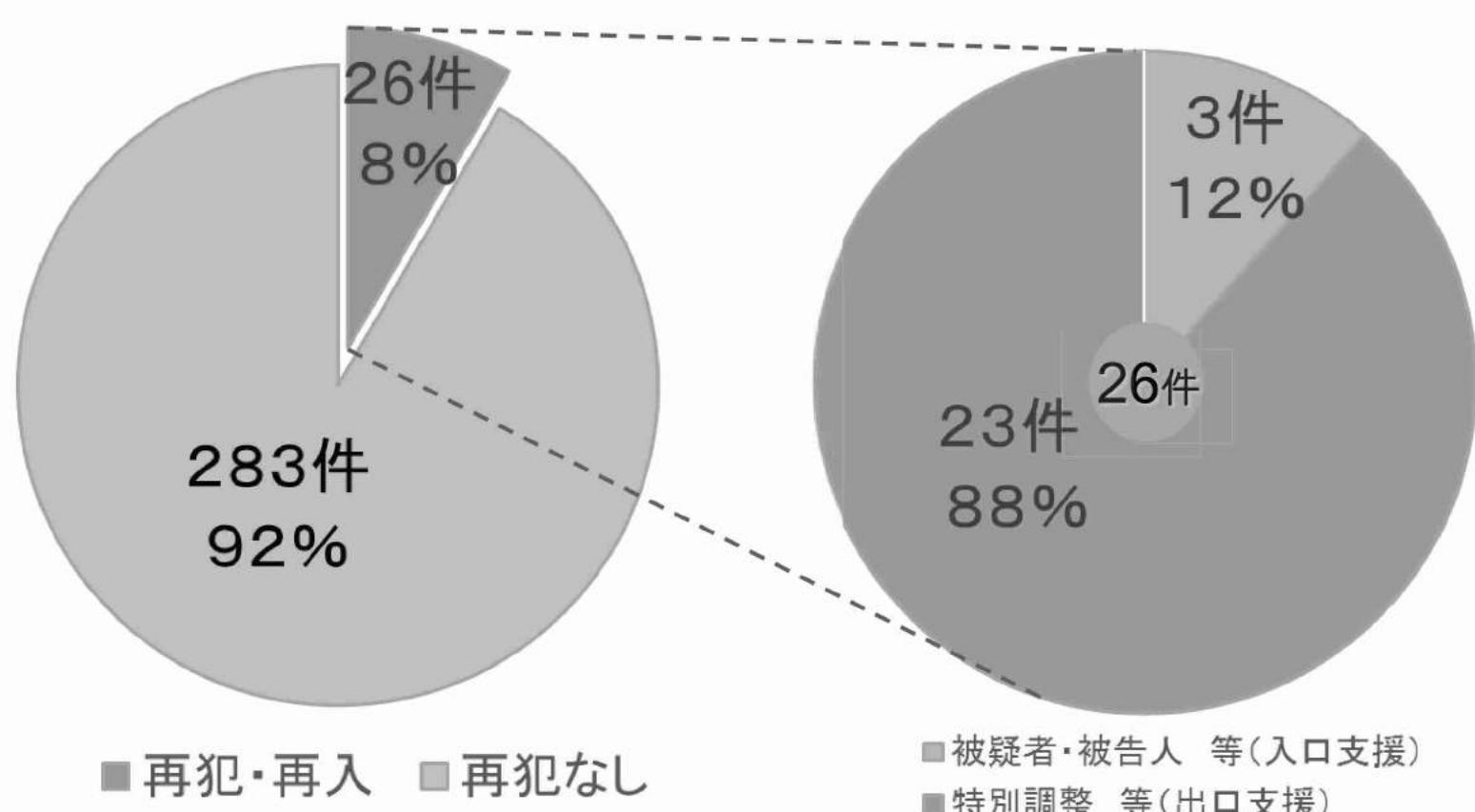
『長崎県内に移行後、再犯・再入所に至った対象者の内訳（平成30年度末現在）』

長崎県内に移行した後、再犯・再入に至った件数

26名 / 309名 (8%)

早期介入(被疑者・被告人段階)のメリット

→検査・公判段階に早期介入したケースの方が、出口支援の対象者よりも再犯・再入所者の割合が少ない



なぜ、長崎定着は “入口支援”に注力してきたのか？”

“実践”から見えてきた
司法と福祉の“狭間”で
置き去りとなっていた社会的弱者



実践事例

- ・受刑歴：19回
- ・主な罪名：住居侵入・窃盗



A氏：60代 男性
障がい者手帳：身障1級（ろうあ者）

～ A氏の言葉より～



「(刑務所は)仕事をする所。楽しい。」
「あっち(刑務所)へ行って、仕事が
したい！」



『刑罰を科す』

⇒反省を促し、再犯を予防

⇒A氏：刑罰(刑務所) = 「仕事が
出来て嬉しい」

9

長山奇季会
2011年(平成23年)12月16日 金曜日 社会 (22)

「そつね、スイカね」
「これはラ・ク・タ」
「ま塙の初老の男と女性職員
が、5歳児向けテキストを開き物
や果物の絵を見入る。言葉を手
話で教えるたびに、橋本真明
〔64=仮名〕は納得」にこやか
な表情になる。

盗みを繰り返し、人生の三分の
1を刑務所で過ごしてきた男は、
7月から雲仙市の更生保護施設
「雲仙・虹」に入所し、生活訓練
を受けていた。

もうあ者だが、入所後の検査で
知的障害があることも分かった。
記憶している言葉や行動は多い
が、就学前の子ども向けテキスト
にも熱中する。女性職員によれば
知識欲は旺盛という。

月曜から金曜は朝9時から午後
3時まで、近くのそごうめん工場で、
箱の組み立てをして働く。雲仙・
虹では手話の練習や掃除、犯罪防
止学習の時間もある。

アパートに侵入し現金などを盗
んだ罪で実刑判決を言い渡された
が、保釈が認められた。控訴審で
弁護側と支援者たちは、福祉施設

訓練で「善悪」を知る



更生保護施設「雲仙・虹」の職員と犯罪防止
学習に取り組む橋本真明さん(仮名、右)
—雲仙市(高松町)(田中英樹撮影)

での訓練を条件に執行猶予判決を
求める方針を立てた。そのためには
「橋本さん、人の家に勝手に入
ることは雲仙・虹で暮らしながら、更生
のためには悪いことですか、悪いこと
ができる可能性があることを示す必
要があった」。社会福祉士の大坪幸太郎(33)が
入所から3ヶ月。雲仙・虹の一尋ねた。橋本の手元には「よいこ

居場所を探して 累犯障害者たち

□□中

変化

と「悪いこと」と三つの欄を作
った紙が置かれている。
「私をアパートに悪い」
橋本はボールペンを握り、悪
いことの欄にそう書いた。文章
はおかしい。しかし片仮名漢字
も使い、自分の犯行反省して見
せた。

大坪は、盗みをして捕まれば、安
心して過ごせる刑務所に行くと
犯行を繰り返して生きてきた選層
の男に、小さな変化を感じ取った。
10月の控訴審初公判で、弁護側
証人として出廷した大坪は「善い
ことと悪いこととの違いについて
少し理解が進み、手話の表現も増
えてきた」と述べた。入所当初は、
刑務所と更生保護施設の違いも感
じていなかつたはずだ。大坪は橋
本の変化を強調し「支援を中断す
るとまた元に戻ってしまう」と裁
判官に訴えた。

翌月の被告人質問。立ち上がり
た橋本は、手話で繰り返した。
「(盗んだのは)悪いこと。もう
やめます。雲仙・虹で暮らしたい」
〔文中敬称略〕

累犯

福祉支援「更生環境整う」

19回服役の被告刑猶予

福岡高裁判決

窃盗罪などに問われ、一審福岡地裁で実刑判決を受けた後、更生のため長崎県内に移った。被告は「改善の効果が表れ始める」として一審判決を破棄し、懲役10月、保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。その後、更生を図ることとの有効性を認められた。

裁判理由で、陶山裁判長は、「一審判決後、被告の障害を踏まえた更生環境が整っている。再犯予防につながる」と認めた。

判決言い渡し後、裁判長

告訴人が手話を用いて判決内容を被

生された。両親と弟もいる。学校卒業後、就職活動の仕事もしたことがあるが、20代の前半には、盗みを繰り返すようになった。

犯行を繰り返し計19回、通算で29年余り服役した。退職を過ぎても業行は止まらず、昨年の月に福岡市内のアパートから現金を盗んだとして、福岡地裁で懲役10月の判決を受けた。

動機はおなかがすいたからと單純だが、犯行は万引きではなく、アパートへの侵入盗。風島場の萬惣施設部分を拿でこじ開ける手口を、検察官は「大胆で手慣れた犯行」と表現した。

今年6月の一審判決後、橋本は雲仙市の更生保護施設「雲仙・虹」へ移った。判断は実刑だったが、橋本は「審段階から、福岡県、長崎県の「地域生活定着センター」への支援を受けてきた。罪を犯した障害者や高齢者について刑務所退所後、福祉サービスにおける機会を最大限に活用する事業で、厚生省の肝いりで2009年から全国で実施している。再犯予防につながる」と認めた。

2011年(平成23年)12月15日 木曜日 社会 (22)

社会より安心できる居場所を探して

第3部・あるろうあ者の裁判



センター設置が進んでいる。この生ませるべきケースがあるという長崎県のセンターと密接に連携しているのが南高愛護会だ。

刑務所に19回入つても更生で行きなった。再犯防止に必要なのは福祉の支援だ。長崎県地域生활定着支援センター所長の酒井龍彦は、「刑務所へ行くのは旅行に近い感覚だたた」という。長崎佐世保・長崎、南高愛護会が保証金を支払った。橋本は「審段階から、福岡県、長崎県の「地域生活定着センター」への支援を受けてきた。罪を犯した障害者や高齢者について刑務所退所後、福祉サービスにおける機会を最大限に活用する事業で、厚生省の肝いりで2009年から全国で実施している。再犯予防につながる」と認めた。

旅行

せる場所だった。「パンもくれるし、病院にも連れて行ってくれる」。人生の中で、悪い思い出ではない。雲仙・虹に入所した橋本は検査の結果、知的障害があると分かった。精神年齢の判定は「6歳10ヶ月程度」。福岡高裁に控訴した弁護側は、福岡の支援を受けながら生活することが、更生の助けになることを示していく方針を立てた。

年間企画

実践事例 被告人B氏 (40代 / 男性 / 療育手帳B1知的障がい)



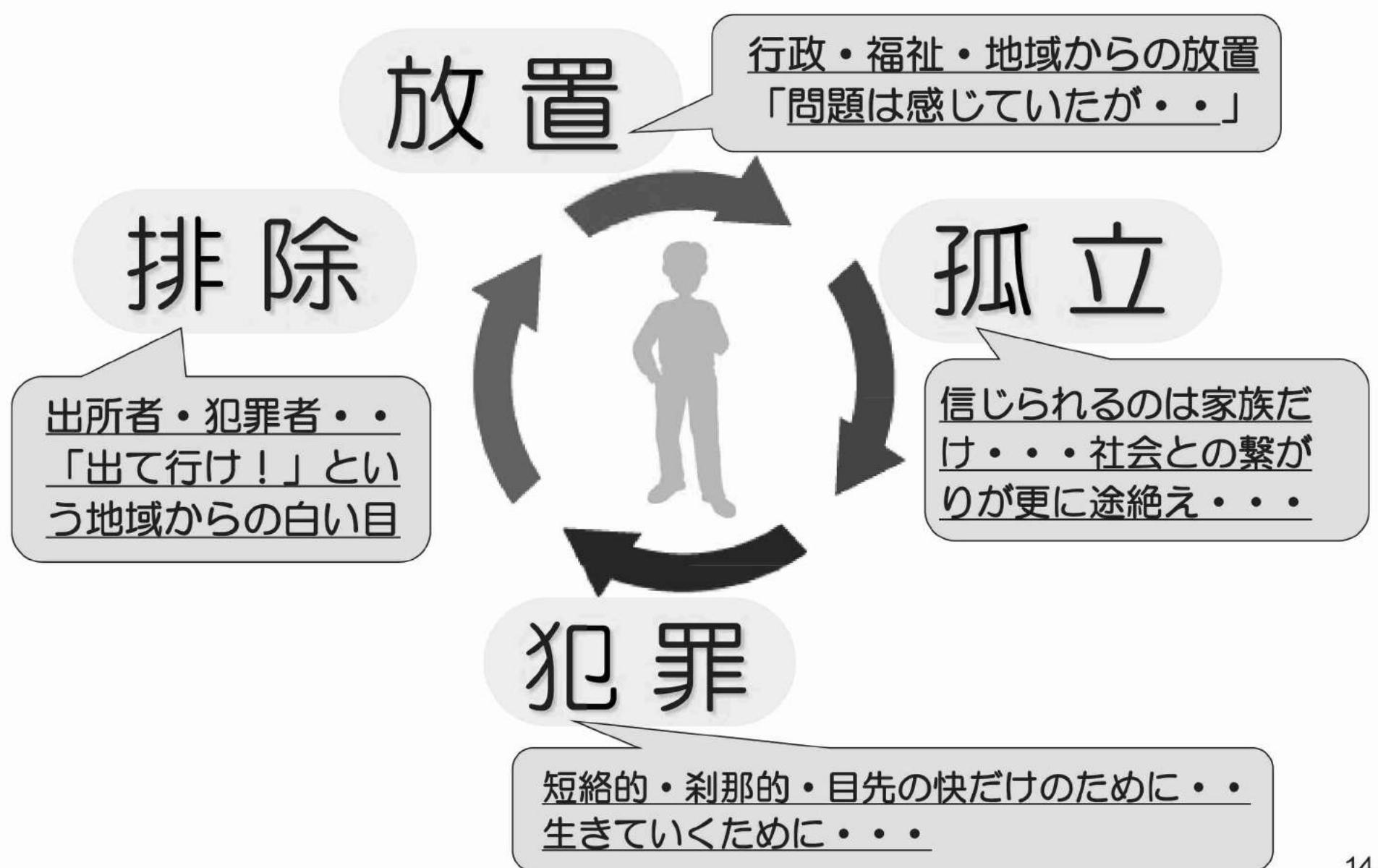
- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：1回
(前科前歴：3犯2回)

B氏 (40代 / 男性)

みなさん、想像してみて下さい
どうしてこの一家に
福祉の支援が届いていなかつたのか.....



実践事例 負の連鎖（スパイラル）という悲劇



司法と福祉の“狭間”に置き去りとなった社会的弱者



福祉的支援



微罪処分
不起訴
執行猶予
保護観察
実刑（刑罰）

『一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）』

『全定協』と検索！！



平成27年度に向けた
地域生活定着支援センターに関する要望書
(法務省・厚生労働省)

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 田島 良昭

「QBlog」を検索！！

- 私が日々大切にしていること -

～ 関係性構築のPoint ～



関係性構築のPoint ~ 涙の数だけ強くなれるよ～♪ ~

■面接時や直接支援の際、留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~
 - ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
 - ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙（エピソード）：「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~
 - ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る（同じ目線）」「話しかける（優しく前向きな言葉・繰り返し）」「触れる（優しく触れる）」「立つ」を基本とする認知症者的人格を大切にしたケア。
 - ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
 - ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
 - 別れ際の握手
 - 起立して挨拶 etc



3. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係＝その人のことを好きか、嫌いか”を大切にする

◆ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からぬ」

◆南雲明彦さんの言葉（ディスレクシア（読字障害）当事者）

★涙（エピソード）：「それをしてくれる人のことが好きか嫌いかだよね。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」（ぶどう社）P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編著



19

4. “回数重ね”で勝負する ~by 松本喜代隆Dr (さんクリニック)~

◆1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと位置づける。



◆いい時もそうでない時も。好かれても嫌われても。大切なのは回数を重ねるという覚悟！

5. “振り回される”ということ ~by 松本喜代隆Dr (さんクリニック)~

◆振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。

◆振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。

◆ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくとも行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。

◆電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。

実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



20

更生とは何か...

更生に何が必要なのか...

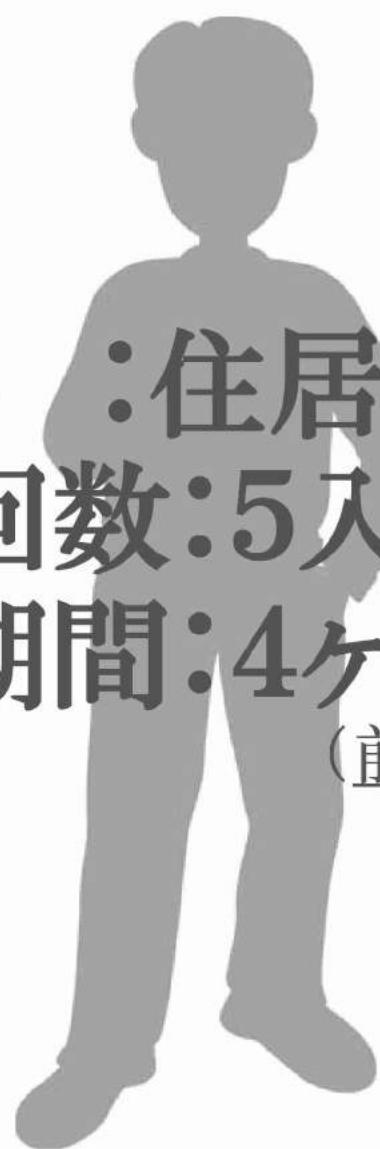


罪名：住居侵入

受刑回数：5回

再犯期間：4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)



C氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

「お金もあった。
住む場所も仕事も福祉の支援もあった。
それなのに・・・

なぜ、住居侵入は繰り返されたのか？」

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



『更生』とは何か・・・

■ マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手くいかなくなって、敗色濃厚ってことがある。そんな時、負けている分を何とか追いついたって感じさ。』

犯罪からの離脱と人生のやり直し

元犯罪者のナラティブから学ぶ

シャッド・マルナ著
津富 宏／河野莊子訳

Making Good

HOW EX-CONVICTS REFORM AND REBUILD THEIR LIVES

■ マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは
「更生 (rehabilitation)」ではなく
『やり直し (Making Good)』

25

罪名：放火（非現住建造物等放火）
受刑回数：10入
再犯期間：1カ月
刑期：4年



D氏（60代／男性／知的障がい）

26

『せんせい。やっぱりふくしより
じゆうがいいです』



『またお前か！』
『またお前が悪いことしたのか！』
『それくらい分からぬのかお前は！』



『相談できない』

『相談したらまた怒られる』

・・・そもそもそんな発想自体なく、

『刑務所に行った方が楽だ』と刹那的思考。



SOS発信や
ニーズ表出
が困難(内在化)

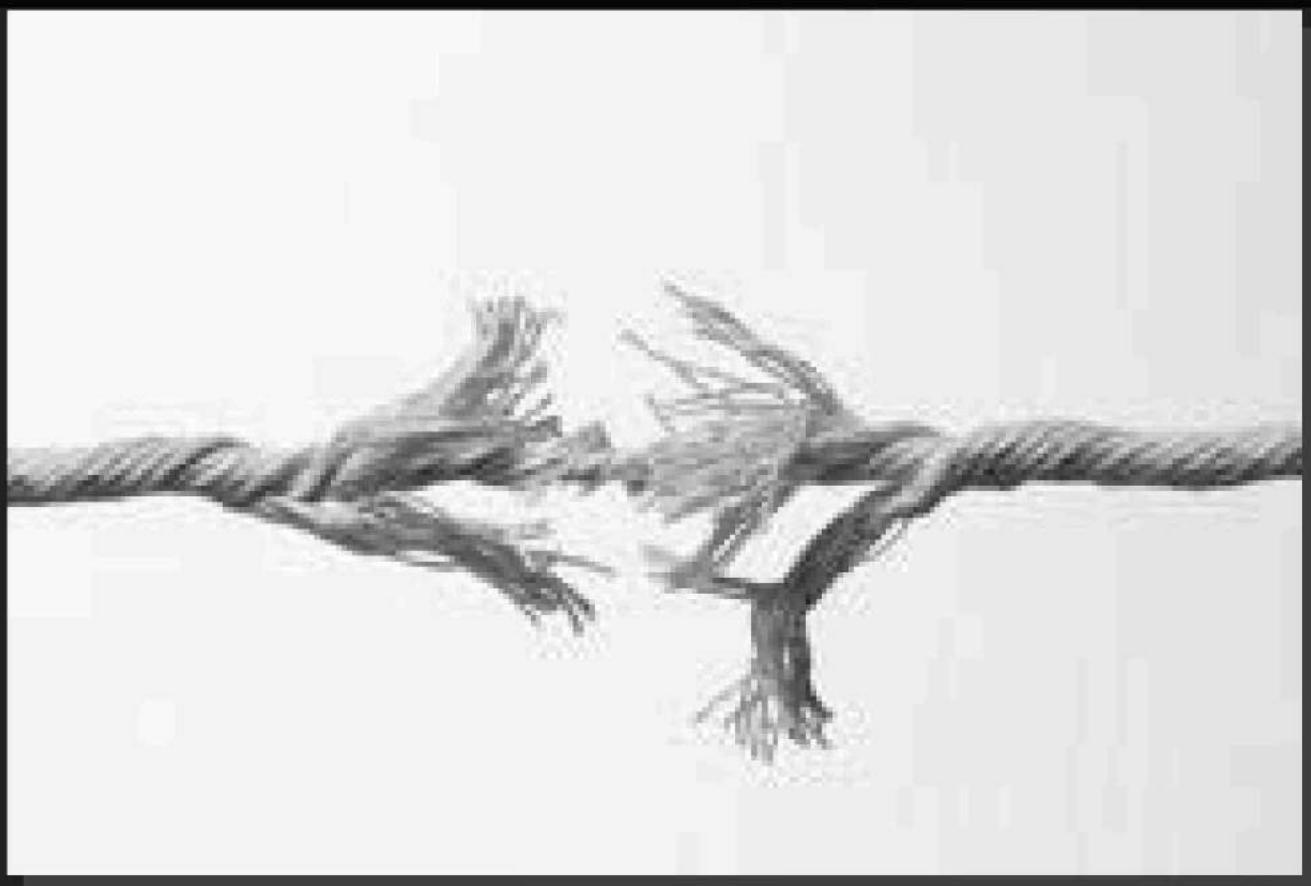
『内在化されているSOSやニーズを、

こちらから出向いて掴みに行く』

アウトリーチ



“糸（関係性）”を 途切れさせない支援



当事者の語り

紙面編集・山本陽一

(第3種郵便物認可)

長

罪に間わたった障害者・高齢者を支援する県内の福祉関係者の研修会が2日、佐世保市であります。障害などが原因でかつて罪を繰り返した男性(47)が意見発表し、主催者によると、当事者は全国的に珍しい。発表したのは県外出身で

身体・知的障害などがある男性。県地域生活定着支援センター(長崎市)の伊豆丸剛史所長との対談形式で体験を告白した。

男性は10代のころ両親を亡くし、23歳の時に交通事故に遭って高次脳機能障害になつた。それを境に妻も仕事も住居も失つた。男性(47)が意見発表した。主催者によると、当事者は全国的に珍しい。発表したのは県外出身で

「刑務所出るのが怖かった」

累犯障害者の男性 意見発表



自らの体験を語る障害者の男性(右)
=佐世保市三川内本町、三川内地図公民館

はそんな状況を悲観して自暴自棄になり、無餓飲食を繰り返すように。これまでに計4回刑務所に服役したという。

男性は同センターの支援を受け、現在、障害者向けのグループホームで生活。前回刑務所を出てから約6年間、罪を犯していない。

男性は「無餓飲食をするしか生きる道がなかつた。刑務所を出て社会に戻るのが怖かった。今は相談できる人たちがいるので罪を犯さず生きていく」「刑務所には障害者など弱い人たちがたくさんいる。支援してくれる人たちがいれば、もっと多くの人が更生できる」と話した。

研修会は県内の福祉施設などでつくる福祉的支援協力事業所協議会(会長・松田正民社会福祉法人民生会理事長)主催。県北を中心とし、福岡県内各地で開催される予定だ。この研修会に福岡県内各地で開催される予定だ。この研修会に福岡県内各地で開催される予定だ。

(北川亮)

自尊感情が傷ついたり
自己肯定感が低くなったり

人たちの “心” “目線”
に思いを馳せる

— 島原叔父殺害事件 —



被告の社会復帰支援

島原殺人の
裁判員裁判 福祉担当者が証言

島原市で昨年8月、同居の叔父（当時81歳）を刺殺したとして殺人罪に問われた住所不定、無職、
被告（52歳）の裁判員裁判が14日、長崎地裁（小松本卓裁判長）であり、罪を犯した障害者・高齢者の支援をする県地域生活定着支援センターの担当者が証人とし

て出廷。被告が社会復帰した後、福祉的な更生支援をすると証言した。

出廷した同センターの伊豆丸剛史所長は事件後、弁護士からの要請で被告に10回面会し、「更生支援計画」を作成。同所長は、被告が精神鑑定で知的障害や発達障害と診断されたことを踏まえ、早期に療育手帳取得の手続きをし、社会復帰後にセンターを中心に被告の生活や就労などを手助けする」と説明した。

同所長は尋問で「仮に実刑判決になり、刑務所を出所するのが何年先になつたとしても被告を支援したい」と述べた。

同センターは社会福祉法人南高愛隣会（雲仙市）が運営。罪を犯した障害者・高齢者らを福祉につなぎ、社会復帰を支援している。

（北川亮）

29.11.15 長崎新聞

島原叔父殺害懲役10年

長崎地裁判決 完全責任能力認める

島原市で昨年8月、同居の叔父（当時81歳）を刺殺したとして殺人罪に問われた住所不定、無職、
被告（52歳）の裁判員裁判で、長崎地裁（小松本卓裁判長）は20日、懲役10年（求刑懲役14年の判決を言い渡した。

争点だった被告の刑事責任能力について、小松本裁判長は、被告が犯行現場で被害者の血液を拭き取ったり凶器を捨てたりしているなどと指摘した上で、「障害の影響で行動制御能力は減退していたが、影響は一定程度にとどまり著しいものではなかつた」と完全責任能力を認めめた。

弁護側は、被告が精神鑑定で知的障害と発達障害の一つ「自閉スペクトラム症」と診断され、犯行当时、心神耗弱状態だつたと主張。刑を数回刺し、殺害した。

（北川亮）

29.11.21 長崎新聞

福祉的支援あつたら

北川 亮 (報道部)

記者の三

島原市の殺人事件で実刑判決を受けた被告(52)には、知的障害と発達障害があつた。起訴後の精神鑑定で分かった。幼少期から極端に無口で自分の考えを主張するのも苦手。感情を表に出すことはほとんどなかつたという。

家族や親戚以外とは交流せず、仕事をして家でテレビを見て、パチンコをする。被告はずっとそんな生活を送ってきた。それで満足だつた。しかし両親が施設に入り、叔父(当時81)はと2人暮らしになつて、それが一変した。「家のことを考える」「親の面倒をみろ」。叔父は度々被告を叱責した。期待や愛情の裏返しだつたのかもしれない。

だが、被告はストレスから家出を繰り返すようになり、そのたびに叔父や親戚に連れ戻された。親戚はただ「2人に仲良くしてほしい」と願つた。だが悲しいかな、周囲のそうした思いが逆に被告を追い詰めた。障害の影響もあって、被告は暗い胸の内を誰に相談もできず、ある夜、叔父を包丁で刺し殺した。

たとえ障害があつたにせよ、許される罪ではない。でも、被告の人生のどこかの時点で、福祉的な支援や助言があつたら事件は起きただろうか。やりきれない思いが残る。

…たとえ障害があつたにせよ、許される罪ではない。

でも、被告人の人生のどこかの時点で、福祉的な支援や助言があつたら事件は起きただろうか。やりきれない思いが残る。

終わりに.....

出所後のストーリー





罪名：詐欺罪
受刑回数：4入
過去、最短の再犯期間：1日
刑期：懲役1年6月

E氏 (40代 / 男性 / 知的・精神・身体障がい)

39



罪名：常習累犯窃盜
受刑回数：15入
再犯期間：1カ月
刑期：1年8月

F氏 (70代 / 男性 / 知的障がい)

40

社会福祉法人 南高愛隣会

長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史 (社会福祉士)

全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）事務局長



住所：長崎県諫早市福田町357-1(ブルースカイ2階)

TEL : 0957-23-1332

Mail (直通) : t-izumaru@airinkai.or.jp

Facebook : 伊豆丸剛史

■基礎情報（主な参考資料）

1. 事業の成り立ち～現在までの取り組み・変遷を知る（1）

- ◆ 平成18～27年迄に南高愛隣会が実施した「調査研究・ガイドブック（厚生労働科学研究・社会福祉推進事業）等の資料が「南高愛隣会HP」にすべて網羅。
- ◆ 検索方法：南高愛隣会HP → 右上「情報公開」→ 「調査研究一覧」

2. 事業化～現在までの取り組み・変遷を知る（2）

- ◆ 「全定協HP」に全定協で実施した「調査研究・提言」や「最新情報（国内外）」が網羅。
- ◆ 検索方法：「全定協HP」→「調査・報告・提言」クリック！
：「全定協HP」→「Qblog（画面右側）」クリック！

« 平成31年3月8日(金) / 全定協 東海・北陸ブロック専門研修会 »

クレフトマニア(窃盗症) ～「万引き依存症」という病～

大森榎本クリニック 精神保健福祉部長
演者:齊藤章佳(精神保健福祉士/社会福祉士)
E-mail:info@ohmori-enomoto-clinic.jp
TEL:03-5753-3361(代表)/FAX:03-5753-3361

(「万引き依存症」発刊!)

■ 万引きへの認識を覆す
➤ 1日約13億円、年間約5000億円の損失額!
➤ 貧困だから万引き?
➤ 自己使用のため?
➤ 金銭的価値のため?
➤ 女性の万引きの背景に何があるか?

(「イースト・プレス」より)

((医)大森榎本クリニック)

«☎:03-5753-3361(代表)» «フロア編成(イメージ)»

デイナイトケア(階)	対応疾患など
クレフトフロア (6階)	クレフトマニア 行為・プロセス依存
アティクションフロア (5階)	薬物依存症 ギャンブル障害
アルコールフロア (4階)	アルコール依存症 (合併症も含む)
シニアメンタルフロア (3階)	統合失調症 感情障害(双極性障害)
シルバーフロア (2階)	認知症・高次脳機能障害 高齢者のアルコール問題
外来・薬局(1階)	-

(はじめに)

■なぜ「万引き依存症」? ※本講演ではクレフトマニアと同義で扱う

■日本人が現代社会で抱えている様々な問題……ストレスや性別役割分業、超高齢化社会、親子関係の問題から起きる摂食障害など—万引き依存症は現代人だからこそ陥る病であり、だからこそ、誰ひとりとして『自分は絶対にならない』とは言えません。

(「万引き依存症」はじめにより)

【拡大する依存症概念】

病む方向		
二次依存	(行為)依存	一次依存
(物質)依存		(関係)依存
アルコール 薬物(合法・違法) 処方薬 ニコチン カフェイン 摂食障害	ギャンブル リストカット 放火 仕事 拗毛癖 買い物 ゲーム 万引き 性嗜好障害 インターネット(SNS)	恋愛 SEX 母子カプセル 暴力(児童虐待・家庭内暴力・DV・老人虐待) ↓ 共依存

治療・回復の方向

【クレフトマニアなう】



- 執行猶予期間中の再犯(懲役1年執行猶予3年)
- 求刑1年で次回判決。「もうしません」と泣きながら謝罪。
- 免護側は「行動制御能力」と「犯行遂行能力」は別という主張。
- 判決は再度の執行猶予判決(治療的司法)。

【この問題の本質①】

- ① 反復性
- ② 不合理性

《行為・プロセス依存(齊藤学, 1997)》
 ①反復性、②衝動性、③強迫性、④貪欲性、⑤有害性、
 ⑥自我親和性、⑦行為のエスカレーション

【この問題の本質②】

「嘘つきは泥棒のはじまり」ではなく



「泥棒は嘘つきの始まり」である

【診断基準】

- DSM-5(精神疾患の分類と診断の手引き)／窃盗症
 - a. 個人用に用いるためでもなく(自己使用)、またその金銭的価値のためでもなく、物を盗もうとする衝動に抵抗できなくなることが繰り返される。
 - b. 窃盗に及ぶ直前の緊張の高まり。
 - c. 窃盗に及ぶときの快感、満足、または解放感。
 - d. その怒いは、怒りまたは報復を表現するためのものではなく、妄想または幻覚への反応でもない。
 - e. その盗みは、素行症、躁病エピソード、または反社会性パーソナリティ障害ではうまく説明できない。

【診断基準A問題(前段)】

- a. 個人用に用いるためでもなく、またその金銭的価値のためでもなく…(不合理性)
 - ① 臨床的には、窃盗衝動のコントロールができない人でも自分の利益という側面があることが一般的でその程度には個別性がある。
 - ② 自己の利益という側面と、衝動を抑えられないという側面は併存していることがある。
 - ③ 診断基準Aは、職業的窃盗犯や貧困による繰り返す窃盗を除外するという解釈が自然である。
 - ④ 盗品の扱い方(自己使用、廃棄、譲渡、ため込み)

【この問題の本質は(後段)】

- a. …物を盗もうとする衝動に抵抗できなくなること(衝動性)が繰り返される(反復性)。
- 衝動制御障害 = 条件反射としての窃盗行動
- 経済的理由(経済状況について)
- 重大な法的リスク(執行猶予期間中の再犯)
- 盗み方や物(陳列棚全部、同じものを何個も)
- 周囲に見つからないように対象行為に及ぶことの解釈(ICD-10より、「通常何らかの身を隠す試みがなされる」という記述)

【診断基準A問題への提言】

■竹村説(赤木高原ホスピタル)

➢ 単純な所有欲や経済的欲求などからでは、被告人の窃盗回数や量、処罰による社会的評価の失墜、反省と窃盗行為の繰り返しといったエピソードや心理状態が説明できない場合、診断基準Aにも適合すると考えたほうがより現実的です。この診断基準Aへの柔軟な対応は、専門治療からの真摯な提言です。

(引用:「彼女たちはなぜ万引きがやめられないのか?」P72・飛鳥新社)

【万引きを繰り返す人たち①】

■ 50代女性・Aさんのケース

▶ Aさんは20年以上万引きをつづけてきました。彼女が万引きをしていることを、夫も娘も知っていました。これまでに6回の逮捕歴がありますが、刑務所に服役したことはありません。5回目の逮捕のち、裁判で執行猶予判決が出たのを機に、クリニックを受診しました。治療態度は非常に真面目で、やがて万引きも止まりました。そうこうしているうちに、娘の結婚が決まり、結婚式を行うことになりました。母親であるAさんにとっても、晴れが嬉しい一日です。当日、結婚式会場に向かう途中、たまたまあいた待ち時間でAさんは立ち寄ったスーパーで万引きをしてしまいました。着替えなどが入った大きなバッグに、商品(芳香剤や歯ブラシ数点)を入れ、レジを通らずにお店を出たところを、Gメンによって捕捉されました。そのまま警察を呼ばれ逮捕され、結局結婚式会場に向かうことはできませんでした。(「万引き依存症」P20より抜粋)

【万引きを繰り返す人たち②】

■ 40代男性・Bさんのケース

▶ Bさんは複数回の逮捕の末、次の週に裁判を控えていました。刑務所には絶対に行きたくないと強く思い、当クリニックに通いながら社会のなかで専門治療を受け更生していくことを希望していました。通院途中で外資系コーヒーチェーンに立ち寄ったときのことです。常に人で賑わう駅ビルのなかにあるそのお店で、彼はコーヒーを注文するため列に並んでいました。注文カウンターの脇には、フードが並ぶ冷蔵ケースがあります。彼は注文後、バゲットを使った長めのサンドイッチに手を伸ばし、無意識にショルダーバッグに押し込みました。コーヒーの清算を済ませそのまま去ろうとしたところ、店員から「お支払いが済んでいない商品がありますよね」と呼び止められました。彼のバッグからは、15センチほどあるサンドイッチの半分が飛び出していました。誰の目にも丸見えです。店員は警察に通報しました。(「万引き依存症」P23より抜粋)

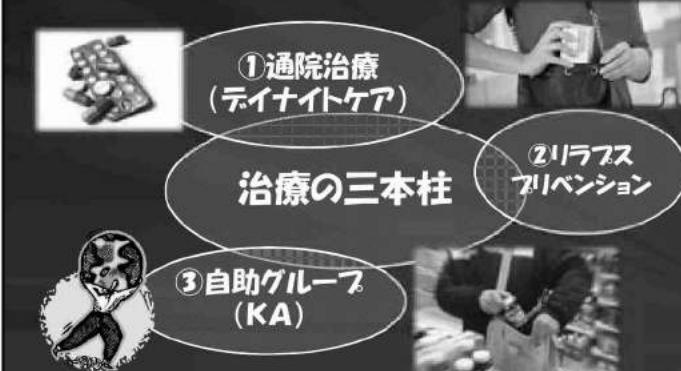
【反復する「盗む」行為の多様性】

■ ルパン三世とクレプトマニアの違いは?

- ① 生活苦のための窃盗(常習累犯窃盗)
- ② 前頭側頭型認知症(ピック病)と窃盗
- ③ 自閉症スペクトラム症と窃盗
- ④ 摂食障害と窃盗
- ⑤ 嗜癖関連問題と窃盗
- ⑥ 高次脳機能障害と窃盗
- ⑦ 双極性障害と窃盗
- ⑧ 強迫性障害と窃盗など…



【治療の三本柱】



(ティナイトケア)

■ プログラムスケジュール(自立支援医療利用可能)

	月	火	水	木	金	土
AM	教育 プログラム ミーティング	ミーティング	スタッフ プログラム	メンバー ミーティング	ディスカッショ ンミーティング	フロア運営 ミーティング
《昼食(12:00~13:30)》						
PM	ボクササイズ ポールゲーム テーブルゲーム	裁判検証 プログラム テーブルゲーム	スポーツ ゲートボール 脳内 トレーニング	ボクササイズ ポールゲーム テーブルゲーム	ボクササイズ ポールゲーム テーブルゲーム	ウォーキング スポーツ テーブルゲーム
NT	クッキング クレフト メンバー ミーティング	アティクション グループ ミーティング	リスクマネジ メントプラン クレフトテキス トミーティング	映画鑑賞会 クレフトメン バーミーティ ング	ボディメイク K-RPG (ワークショップ)	カラオケ KA メッセージ
《夕食(18:00~19:00)》						

[K-RPGについて] (Kleptomania-Relapse Prevention Group)

■ ワークショップ(全12セッション)

1. プログラムを始める前に
2. スケジューリングとモニタリング
3. 引き金(外的トリガー・内的トリガー)
4. 対処(認知的コーピング・行動的コーピング)
5. 踏(いかり)のリスト
6. リラップス(再発)の予測と防止
7. 感情と認知の歪み
8. 不安を受け入れる
9. ストレスへの効果的なコーピング
10. アンガーマネジメント
11. やめられない行動と警告サイン
12. リスクマネジメントプラン(RMP)



(リラップスプリベンションモデル)

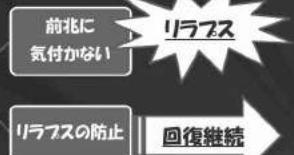
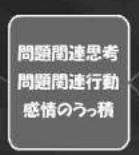
- ① 1980年代に、Alan Marlattが提唱
- ② 当初は物質依存症の再発防止モデルとして発展
- ③ 高リスク状況、ラップス、リラップスの3段階で捉える
- ④ 再発防止に最も効果的なリスク回避型治療モデル

リラップスプリベンション・モデルの主要な要素

- ① 問題行動が再発しやすい状況(ハイリスク状況)や引き金(trigger)の特定
- ② それに対する対処行動(コーピング・スキル)の学習

[再発(リラップス)の予測と防止]

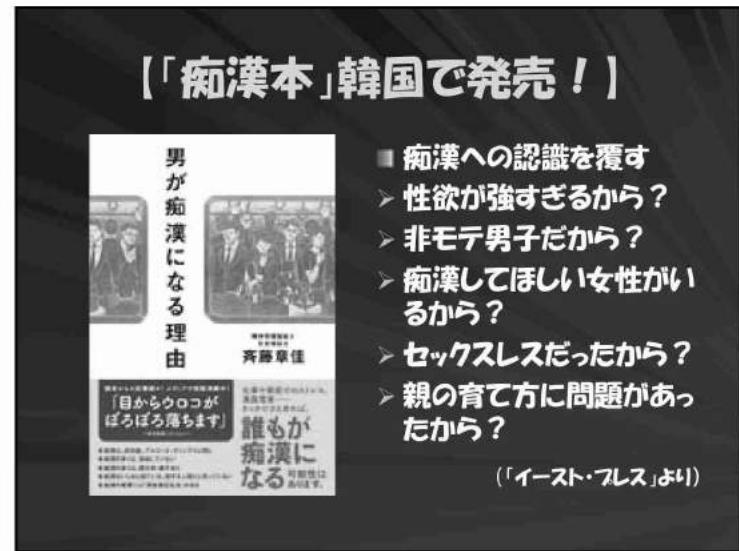
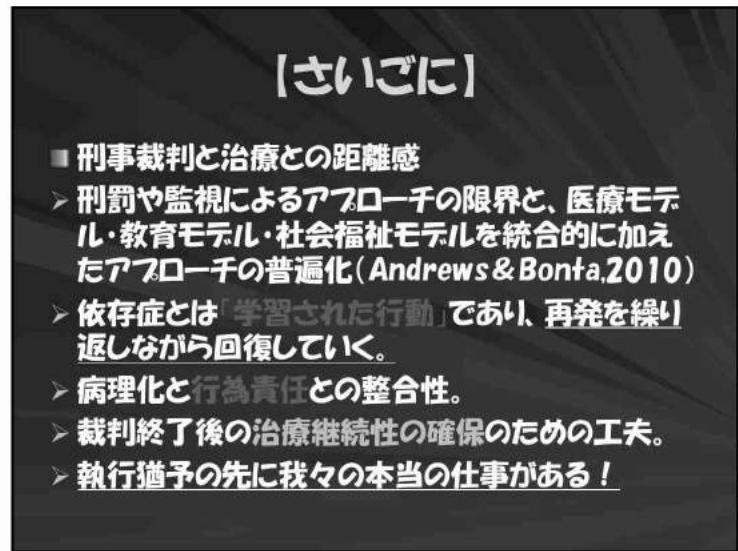
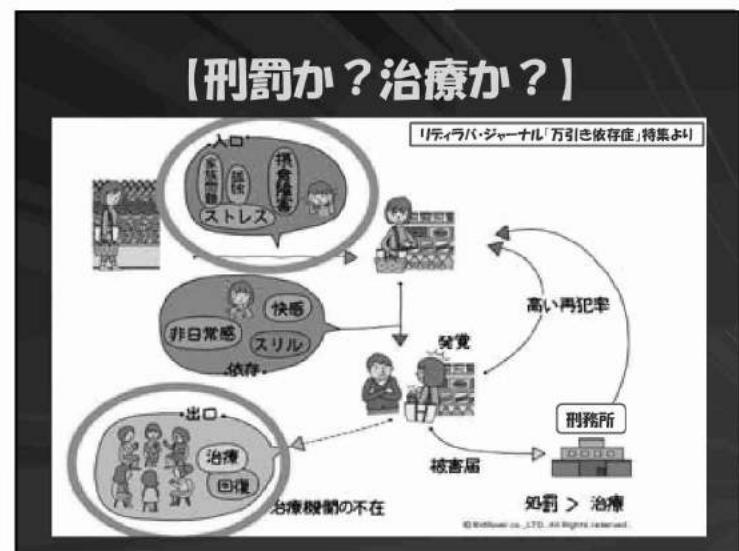
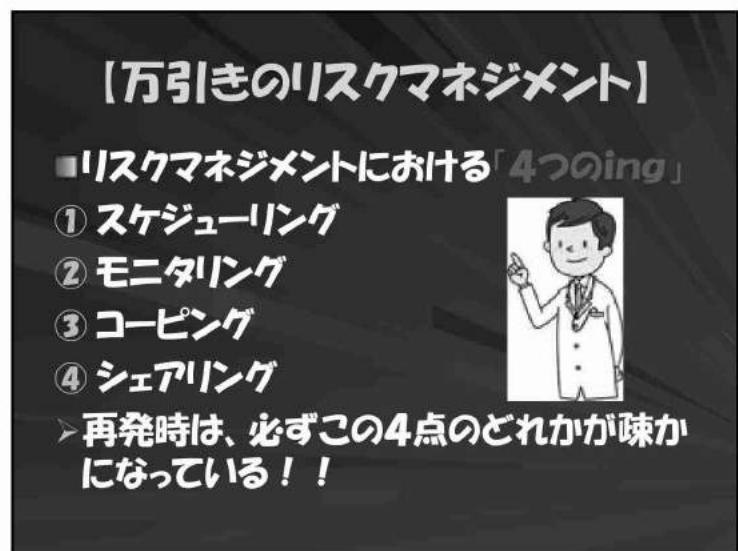
■ 船がゆっくりゆっくり沖に流されていくイメージ



リラップスの防止

回復維持

- ① 再発(リラップス)は、たいていの場合何らかの前兆がある。それに早く気づくことが重要である。
- ② 再発(リラップス)の前兆を明確にしておく。
- ③ 前兆に気付けば、それに速やかに対処する(対処とは何かの行動をとること)。



紹介事例①

(Aさん 70代後半 男性) 累犯12入

定着支援センターが刑務所入所中(窃盗)から支援を行いました。これまで息子さんは、引受人や住む場所や仕事など、更生を信じ何度も支援してきました。息子さんも「今回が最後、次はないです」、と話されていました。Aさんも息子さんには子供のころから、色々と心配や迷惑を掛けてきたこともあり、「2度と心配させない」、と心に誓いましたが…。スーパーでお惣菜(1000円程)を万引きしてしまいました。入居後、わずか2週間後のことでした。万引きをする直前、定員さんと目があったようですが、どうしても止める事が出来ませんでした。万引きをする時には、息子さんとの約束も忘れていたようです。捕まることが分かっていたのに…。

紹介事例②

(Bさん 60代後半 男性) 累犯3入

寝たきりの内妻の介護をしながら、2人で生活していました。介護を初めて1年余り経ったある日、お酒を買いに行きました。お酒を買うためレジに並んでいましたが、邪魔くさく感じ、バレないだろう、と思い万引きをしてしました。内妻の事もあるので、迷いましたが、何故だか盗んでしまいました。万引きのスリルを味わいたい、という気持ちも多少ありました。お金は10万円ほど持っていました。自分でも何でこんな事をしたのか…。Bさんのお部屋には、お酒の空き缶が散乱していました。万引きの際も、お酒を飲まれていました。常習累犯ということで、実刑になりました。Bさんが捕まり、内妻は施設に入所しました。

紹介事例③

(Cさん 80代 男性) 初犯1入

年額90万円程の年金と、預貯金を崩しながら、何とか独り暮らしせていました。70歳頃より、様々なストレスから、万引きや窃盗を繰り返すようになりました。それ以降、万引きが止められず、度々逮捕されましたが、実刑には至っていません。が、80歳を超えた頃、執行猶予期間中に万引をして、実刑(初入)となりました。今まで寸前で止められていたのに…。出所後は、施設に入所しました。長男、長女が、気にかけてくれ、Cさんの心の支えになっていました。施設に入所できたので、経済的にも安定しました。その矢先、施設の共有物品を盗んでしまいました。Cさんにはお金がいましたが、「お金が無かった」と話します。本当にお金がなかったから、盗んだのでしょうか。

平成30年度 全国地域生活定着支援センター協議会

近畿ブロック研修会

社会内処遇の流れと実際 今日の情勢と保護観察所の役割

社会を明るくする運動京都府推進委員会 マスコットキャラクター京の社明(しゃめい)くん



**全国地域定着支援センター協議会
平成30年度全定協近畿ブロック研修会
平成30年9月21日(金)
リンク大阪 ルームA**

京都保護観察所 保護観察官 西原 実

自己紹介

西原 実(52) 京都保護観察所 保護観察官

略歴

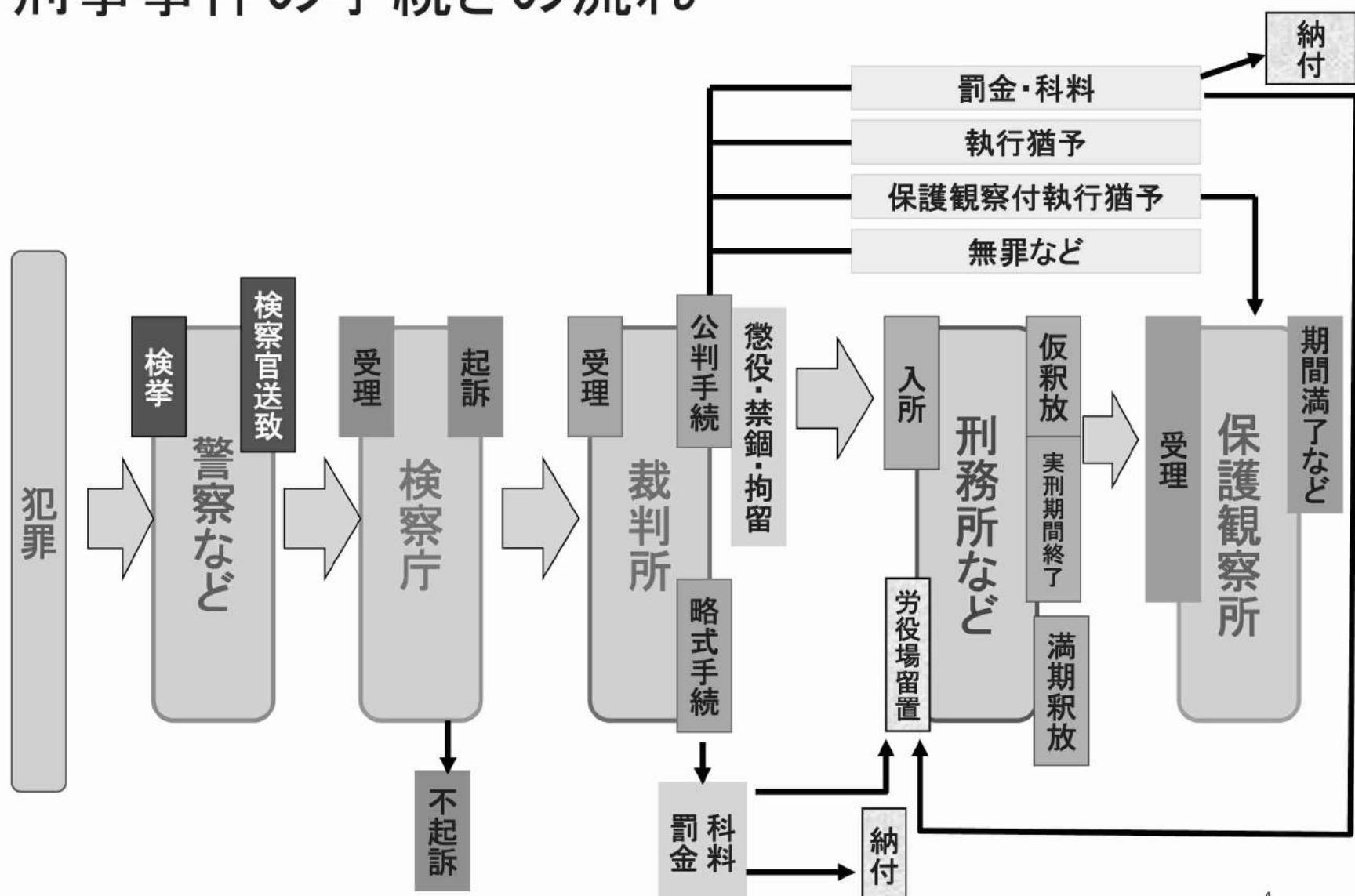
平成元年 法務省 京都保護観察所に採用
以後、奈良、大阪堺支部、大阪、和歌山、神戸保護観察所
を転々とし現在に至る。
福祉のケアを必要とするケースの対応に疑問を持ち、
国立のぞみの園が実施する双方向研修に3年前から講師と
して参加している。

本日のあらまし

- 1 はじめに(刑事手続きと少年事件の手続き)
- 2 更生保護とは
- 3 保護観察
- 4 保護観察以外の業務
- 5 住居確保の施策
- 6 専門的処遇
- 7 福祉的支援の必要な対象者への施策と課題
- 8 実際に担当して
- 9 最後に

3

刑事事件の手続きの流れ



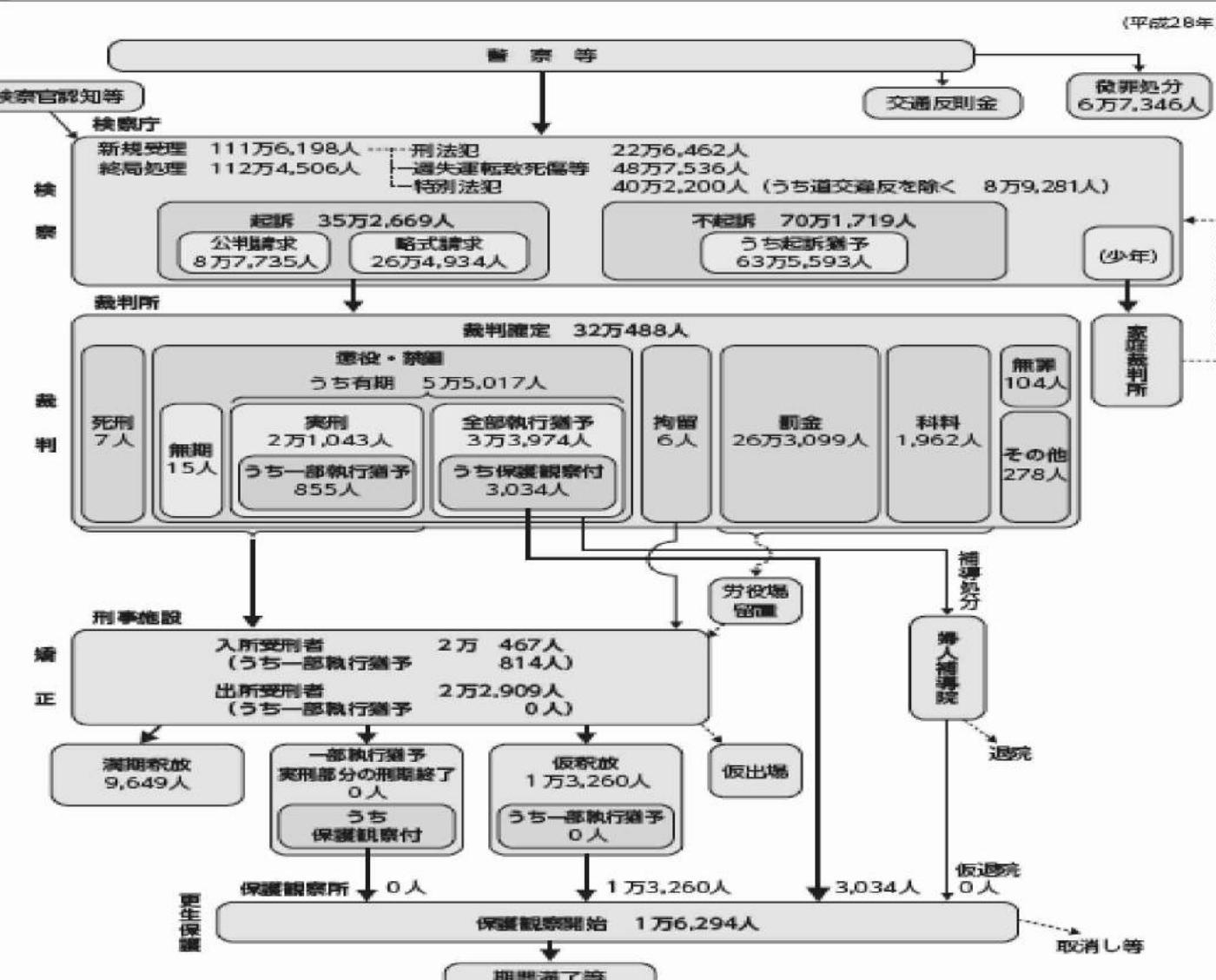
4

刑事事件・件数で見ると(平成28年)

・ 警察庁	刑法犯認知件数	1,478,570件
・ 檢察庁	新規受理人員	1,116,198人
	公判請求人員	87,735人
	略式請求人員	264,934人
	起訴猶予人員	635,593人
	その他の不起訴人員	66,126人
・ 裁判所	有罪人員	320,106人
	死刑	7人
	懲役・禁錮	55,017人
	(全部執行猶予)	33,974人)
	(一部執行猶予)	855人)
	罰金	263,099人
	拘留・科料	1,968人
	無罪人員	104人
・ 刑務所	入所受刑者	20,467人
・ 観察所	仮釈放	13,260人
	保護観察付猶予者	3,034人

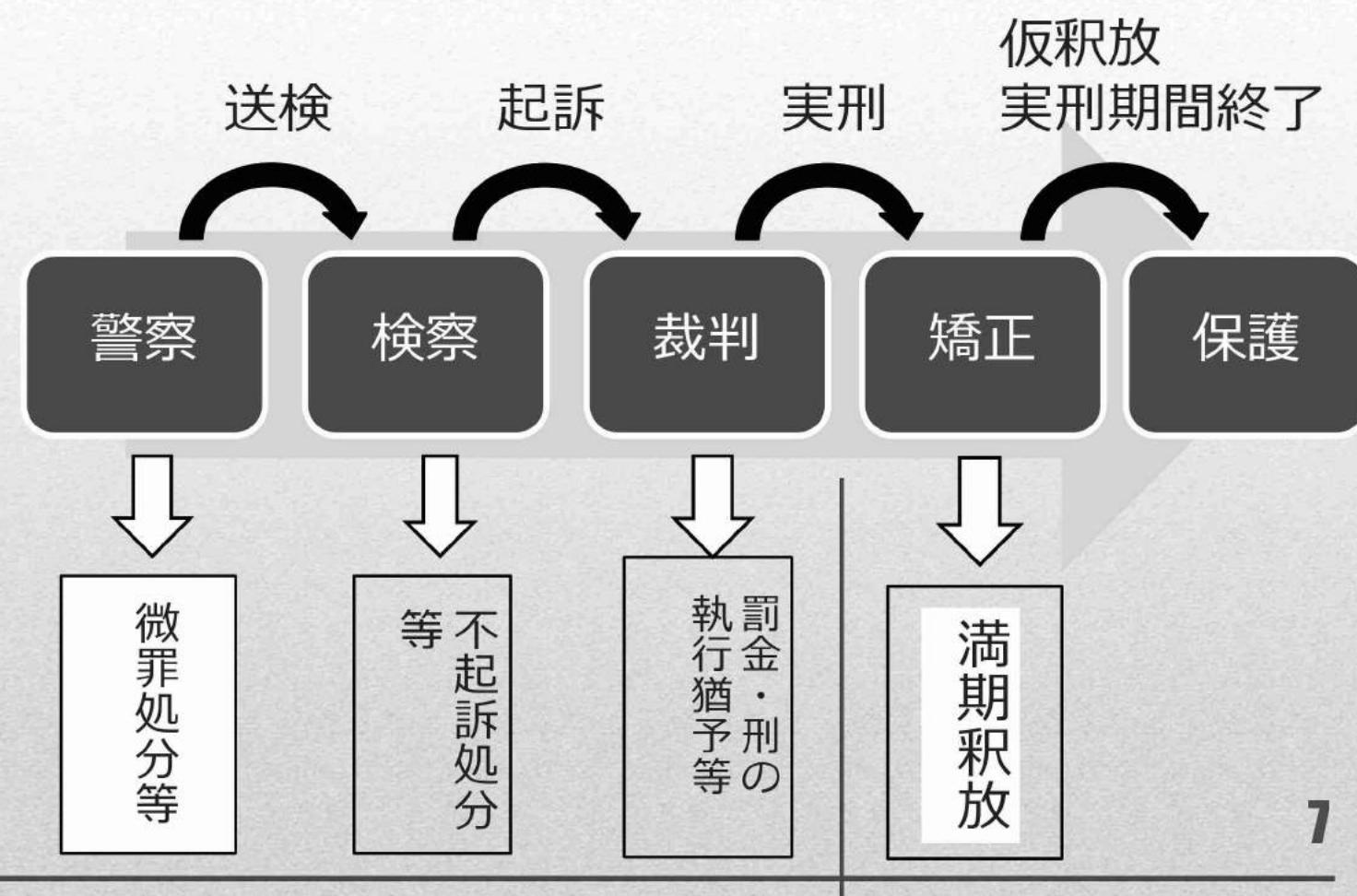
5

2-1-1 図 刑事司法手続の流れ



6

成人刑事手続の流れ



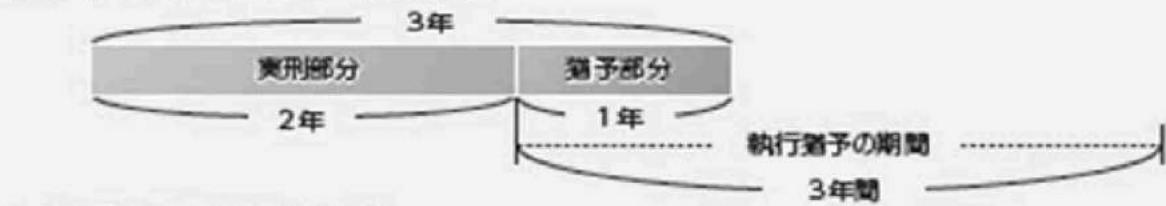
刑の一部執行猶予制度

2-1-2図 刑の一部執行猶予制度の概要

○ 刑の一部執行猶予制度とは

裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする制度

(例) 懲役3年、うち1年につき3年間執行猶予



※ 実刑部分につき仮釈放も可能

対象

○ 初入者等

裁判所の裁量により、執行猶予の期間中、保護観察に付することができます。

○ 薬物使用等の罪を犯した者（初入者等を除く）

執行猶予の期間中、必ず保護観察に付される。

注 1 「初入者等」とは、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者、前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者をいう。なお、対象犯罪による限定はない。

2 「薬物使用等の罪」とは、覚醒剤（覚せい剤、大麻、麻薬等）・毒劇物（トルエン等）の自己使用・単純所持の罪等をいう。

6 刑の一部執行猶予制度

平成25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、**刑の一部執行猶予制度**が新設され、28年6月から施行されている。刑の一部執行猶予制度の概要は、**2-1-2図**のとおりである。

刑の一部執行猶予制度の導入により、裁判所は、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中、保護観察に付することができる。）。また、薬物使用等の罪を犯した者に対しては、禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内の場合であっても、裁判所は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、薬物使用等の罪等について言い渡す3年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合、その猶予の期間中、保護観察に付さなければならない。）。

9

刑の一部執行猶予制度

昨年、6月頃から仮釈放あるいは実刑期間終了にて社会内処遇が始まっている。

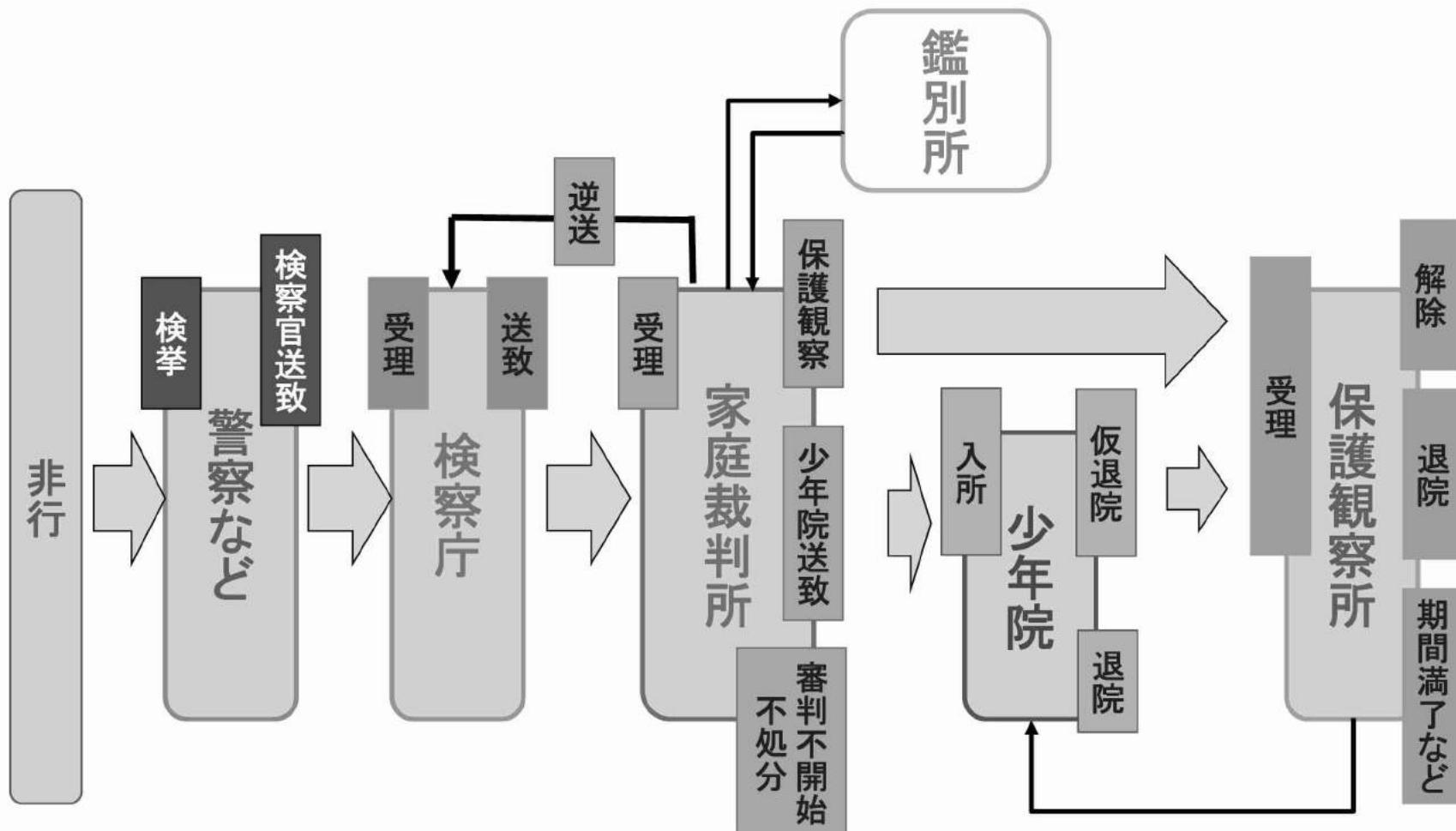
実刑期間終了の者の中には、帰住先が定まっていないまま釈放となり、住居のないまま遵守事項を守らなければならぬ状態となり、判決時との矛盾が現れだしている。

本制度適用者は、違法薬物使用者が90%を占めている。

- * 実刑後、長期間の保護観察が可能になる。
- * 福祉的な支援が必要な対象者への適用は？
- * 保護観察所が長期間にわたって関わることが出来る。
- * しかし、長期間、執行猶予が取り消されうるという不安定な立場に。

10

少年事件の手続きの流れ



11

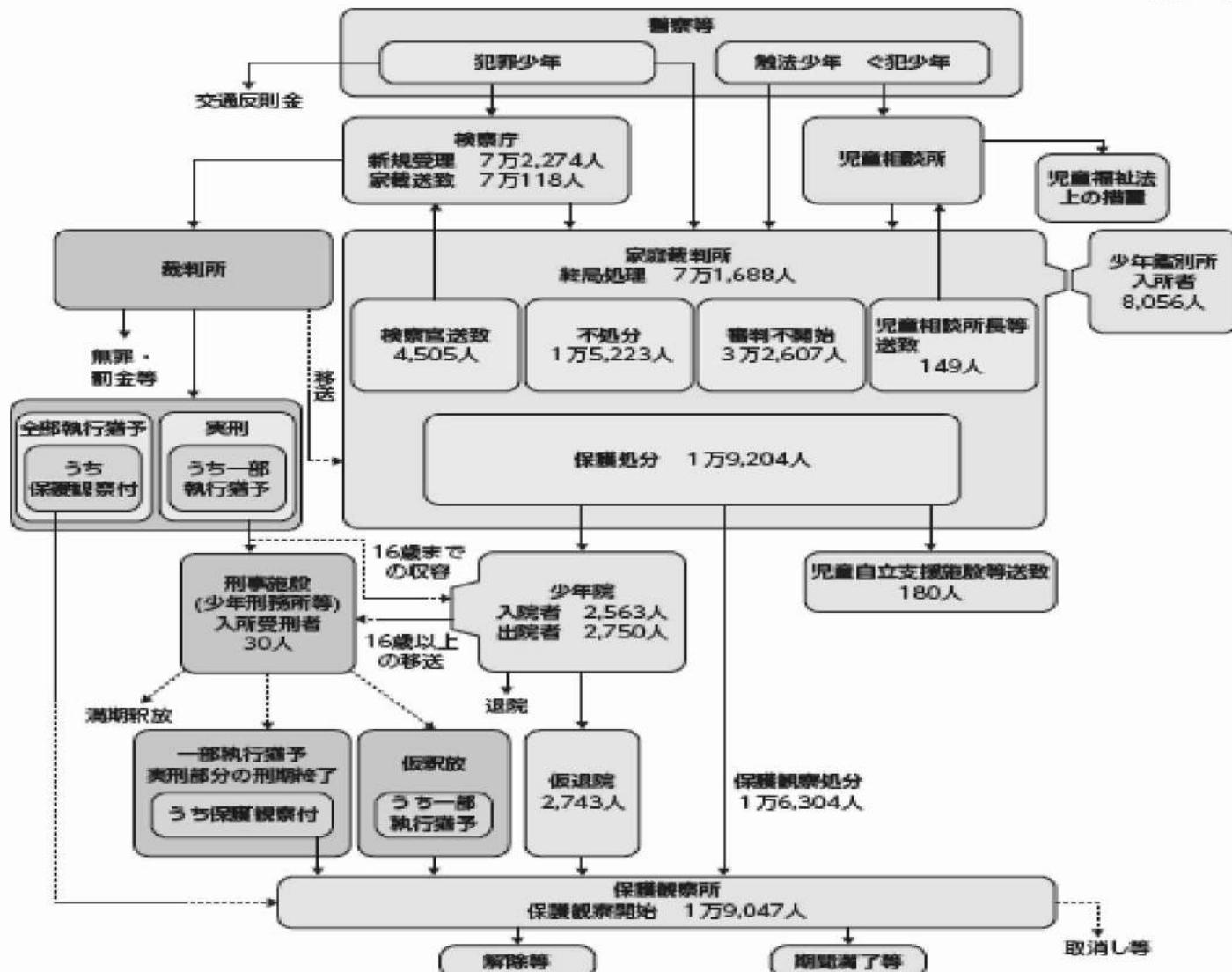
少年事件・件数で見ると(平成28年)

検察庁	新規受理人員	72,274人
家庭裁判所	送致人員	71,184人
	保護処分	19,204人
	うち児童自立支援施設等送致	180人
	児童相談所長等送致	149人
	不処分	15,223人
	審判不開始	32,607人
・少年鑑別所	入所者	8,056人
・少年院	入院者	2,563人
・観察所	少年院仮退院	2,743人
	保護観察処分	16,304人

12

3-2-1-1図 非行少年に対する手続の流れ

(平成28年)



13

2 更生保護とは

犯罪者予防更生法から更生保護法へ

・犯罪者予防更生法1条1項(昭和24年7月施行)

この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放、仮出場及び仮退院その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを、目的とする。

・更生保護法1条(平成20年6月施行)

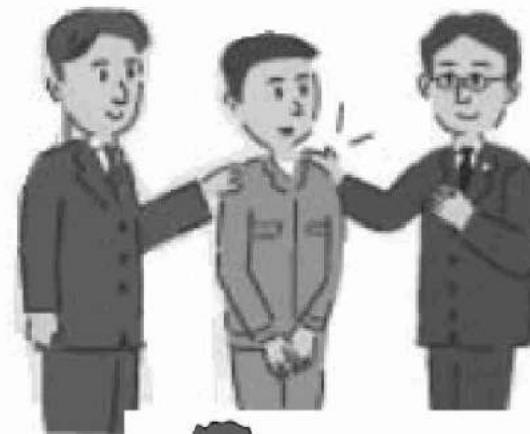
この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もつて、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

14

(1)目的・機能

～①再び罪を犯さないよう立ち直りを助ける～

期間中の再犯防止はもちろん、
立ち直りを支援することにより
その後も犯罪に手を染めず生きていくこと
を目的としています。



保護観察を受けている人、
刑務所などの施設を出た
人も、みなさんと同じよ
うに社会の中で暮らして
います。



15

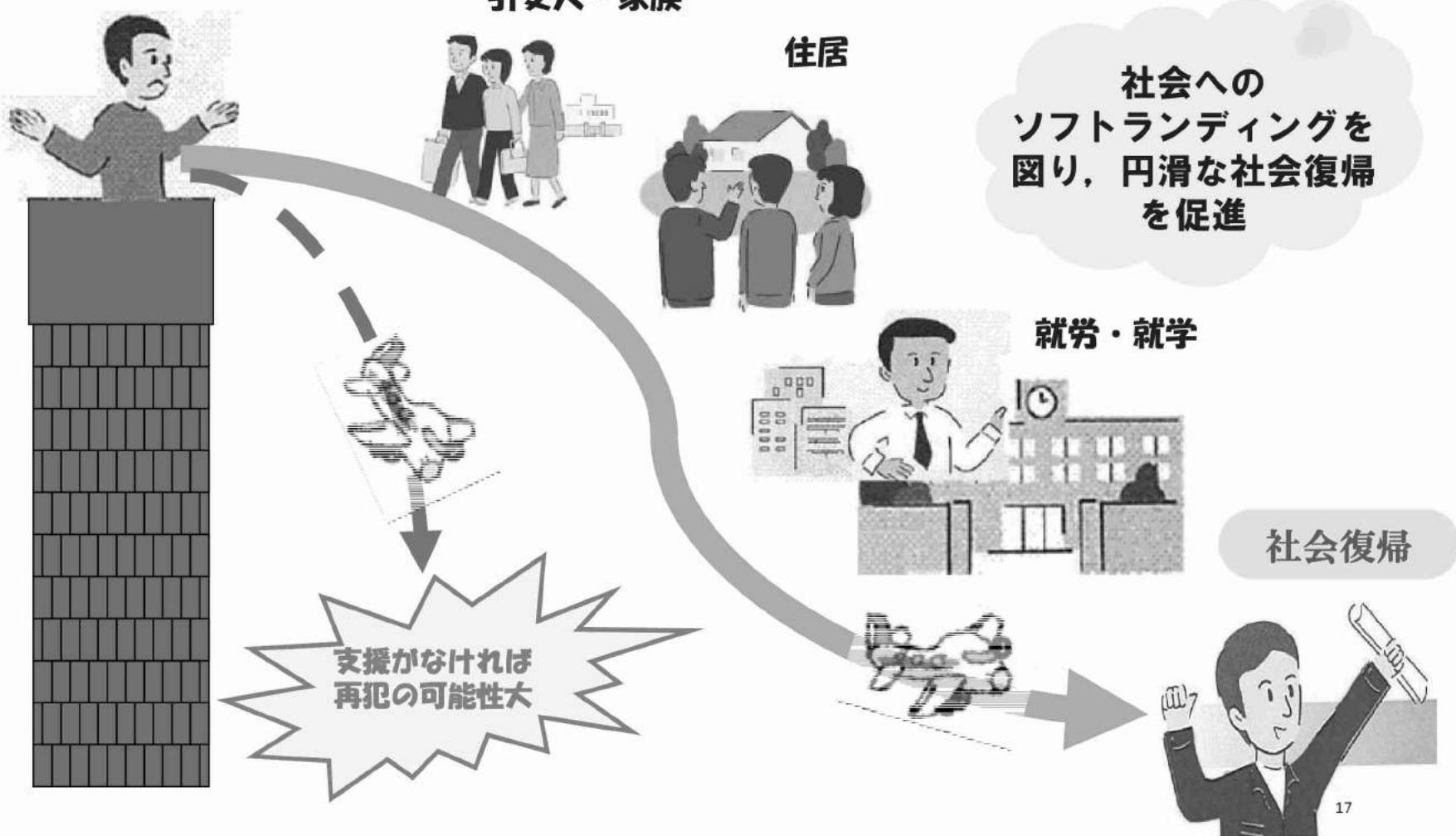
(1)目的・機能

～②社会の一員として自立できるよう支援する～



16

(1)目的・機能 ～③社会復帰のソフトランディングを図る～



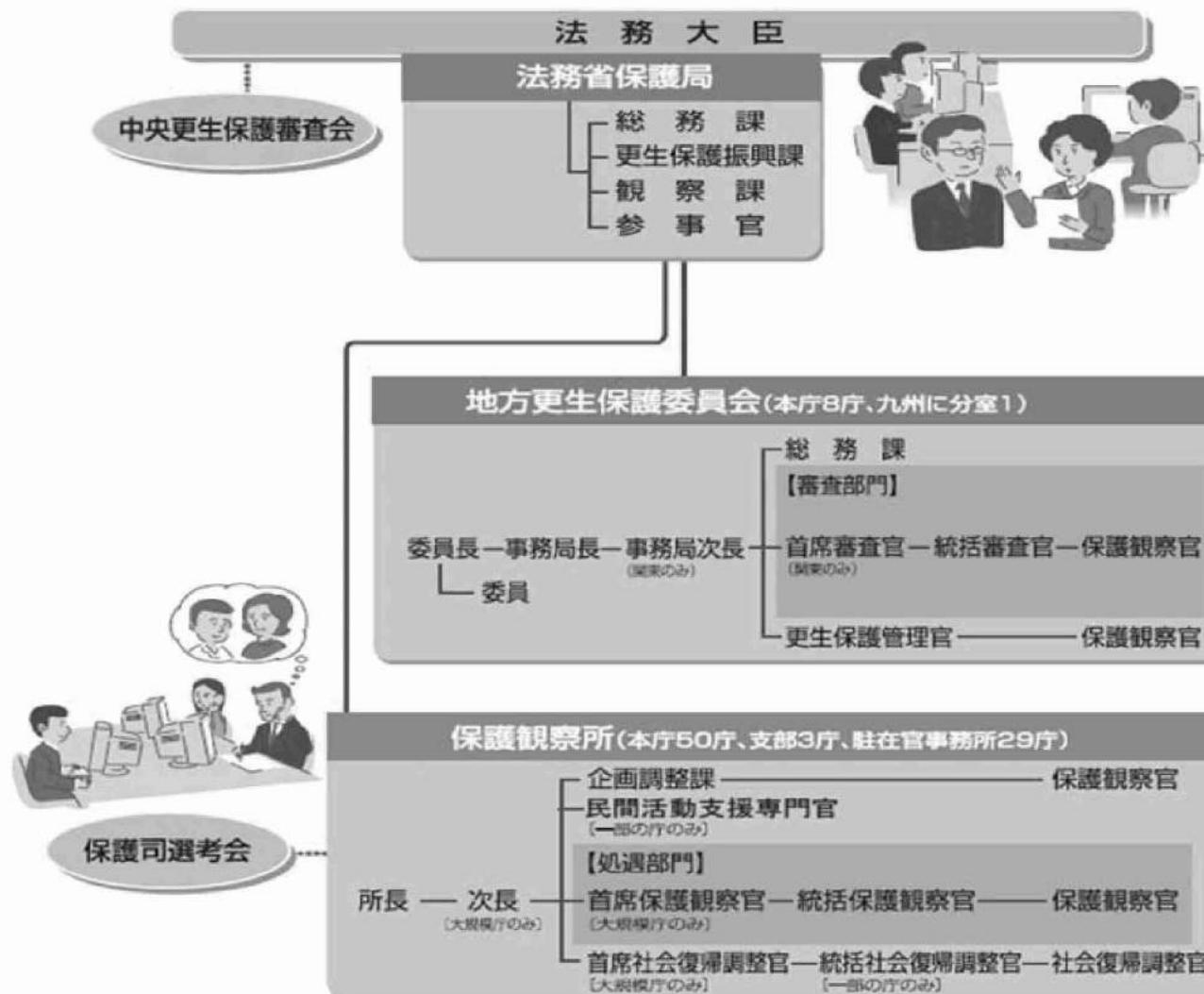
2 更生保護とは その理念～改善更生と再犯防止

改善更生

再犯防止

更生保護の目的＝対象者（本人）の改善更生を図ることで、再犯防止を実現する

2 更生保護とは　更生保護の機構



19

2 更生保護とは 更生保護の機構

法務省保護局

地方更生保護委員会（全国8か所）

- (1) 仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取消し
- (2) 少年院からの仮退院及び退院の許可
- (3) 不定期刑の終了
- (4) その他法律に定められた事務

保護観察所（全国50か所）

- (1) 保護観察
- (2) 生活環境の調整
- (3) 更生緊急保護
- (4) 恩赦の上申
- (5) 犯罪予防活動
- (6) 医療観察（精神保健観察、生活環境の調査、調整）

20

2 更生保護とは

保護観察官

更生保護に携わる職員

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学、教育学、社会学などの専門的知識に基づき保護司と一緒にになって、犯罪や非行をした人たちを通常の社会生活の中で指導・援助しているほか、犯罪非行の予防に関する事務などを行う。

社会復帰調整官

心神喪失者等医療観察法に基づく処遇に従事する専門職員として保護観察所に配置される国家公務員で、精神保健福祉士の有資格者などから採用。

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識に基づき、心神喪失者等医療観察法による地域ケアのコーディネーターとして、同法の対象となる精神障害者の継続的な医療の確保と社会復帰の促進に関する事務などを行う。

21

具体的な内容 ～3 保護観察～

「保護観察」は、犯罪や非行を犯した人が更生するよう、実社会の中で、指導監督や補導援護等を行う組みです。

保護観察では、決められた約束事（遵守事項）を守ることが義務付けられており、定期的な面接等を通して生活状況の把握を行っています。

指導監督

- 面接その他の適切な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握する。
- 保護観察対象者が遵守事項を守り、生活行動指針に即して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとる。
- 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する。

補導援護

- 適切な住居等を得たり、同所へ帰住するよう助ける。
- 医療・療養、職業補導・就職、教養訓練を得るよう助ける。
- 生活環境の改善・調整、生活指導等を行う。



国家公務員である
保護観察官と
民間篤志家である
保護司の協働により
行われています。

22

3 保護観察

保護観察の実施者 保護観察官と保護司

・保護観察官 【専門性】

国家公務員

982人(管理職を除く、平成25年)(国会での政府答弁)

・保護司 【地域性、民間性】

法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家

47,909人(平成29年1月1日現在)

充足率(91.8%)は下降傾向、平均年齢(64.1歳)は上昇傾向

23

更生保護を支える人々

保護司

罪を犯した人に寄り添い、その社会復帰を
支える民間ボランティア



○特長

- ・地域の事情をよく知っているという「地域性」
- ・無給(ボランティア性)
- ・「地域をよりよくしたい」という地域愛・隣人愛

○職務

- ・保護観察
- ・生活環境の調整
- ・犯罪予防活動

○全国で約4万8千人が活動 (定員52,500人)

24

3 保護観察 保護観察の方法

指導監督

- ・面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握する。
- ・保護観察対象者が遵守事項を守り、生活行動指針に即して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとる。
- ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する。

補導援護

- ・適切な住居等を得たり、同所へ帰住するよう助ける。
- ・医療・療養、職業補導・就職、教養訓練を得るよう助ける。
- ・生活環境の改善・調整、生活指導等を行う。

保護観察官と保護司が協働して行う

25

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項（以下「一般遵守事項」という。）を遵守しなければならない。

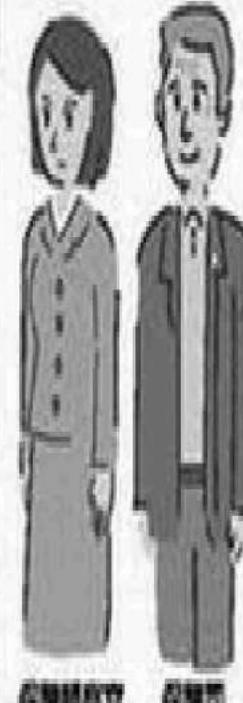
- 一 再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 二 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

26

- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること（第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
- 四 前号の届出に係る住居（第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）に居住すること（次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。）。
- 五 転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

27

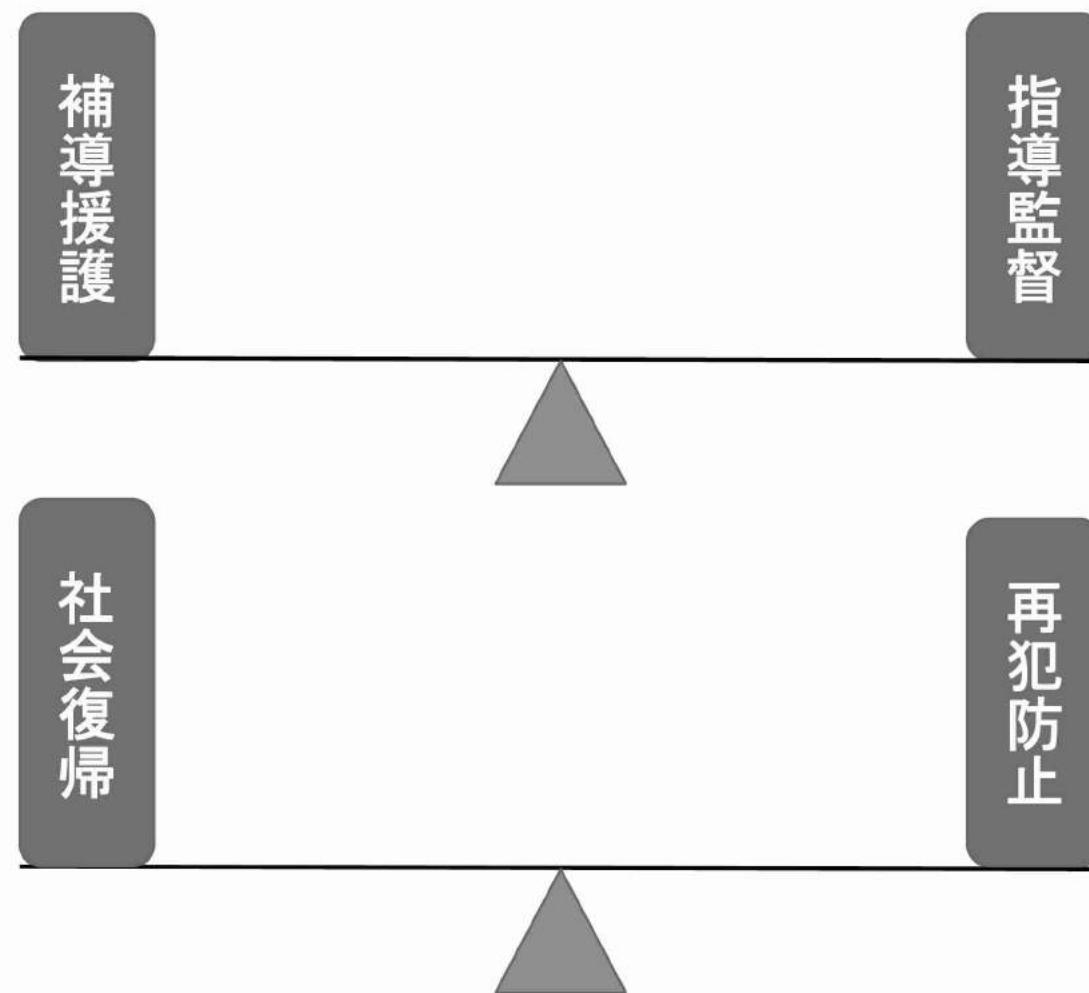
3 保護観察 保護観察の種類・期間

保護観察の対象	保護観察の期間	
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間	
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで	
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	拘禁期間	
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間	
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間	

保護観察処分少年の保護観察には指導方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事故の保護観察、交際短期保護観察がある。

28

3 保護観察

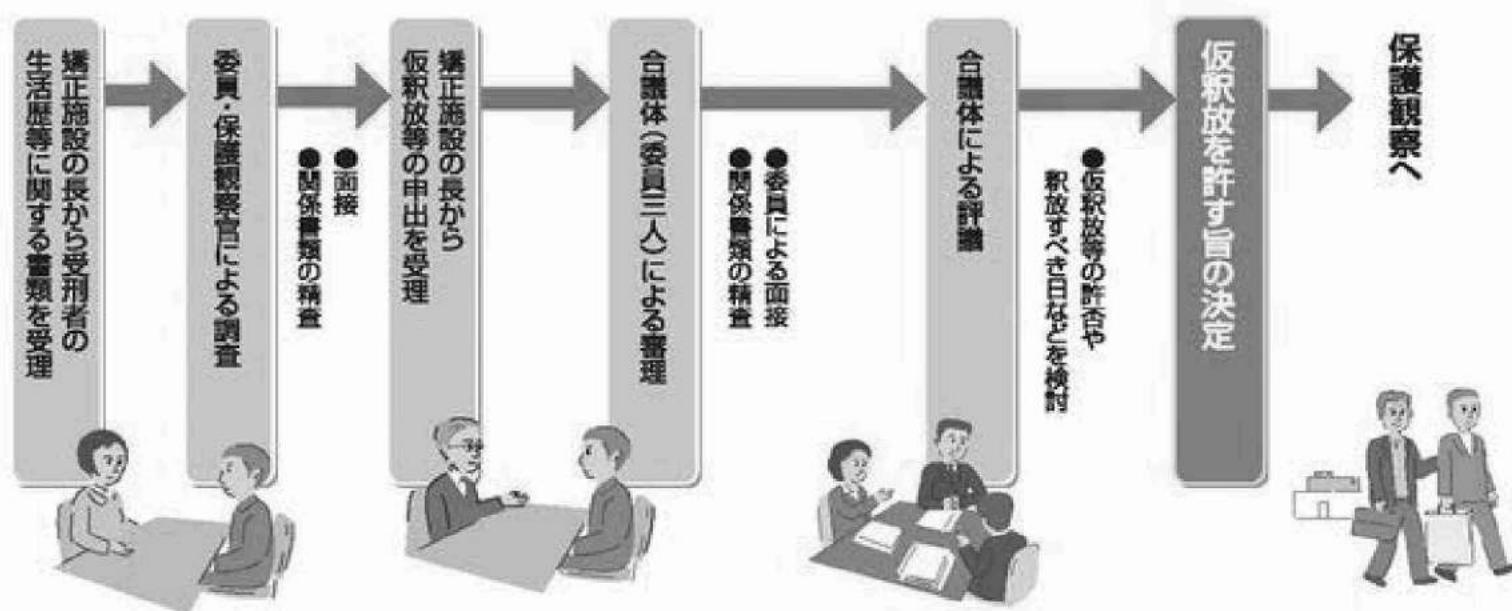


29

4 保護観察以外の業務

仮釈放・少年院からの仮退院

地方更生保護委員会の役割



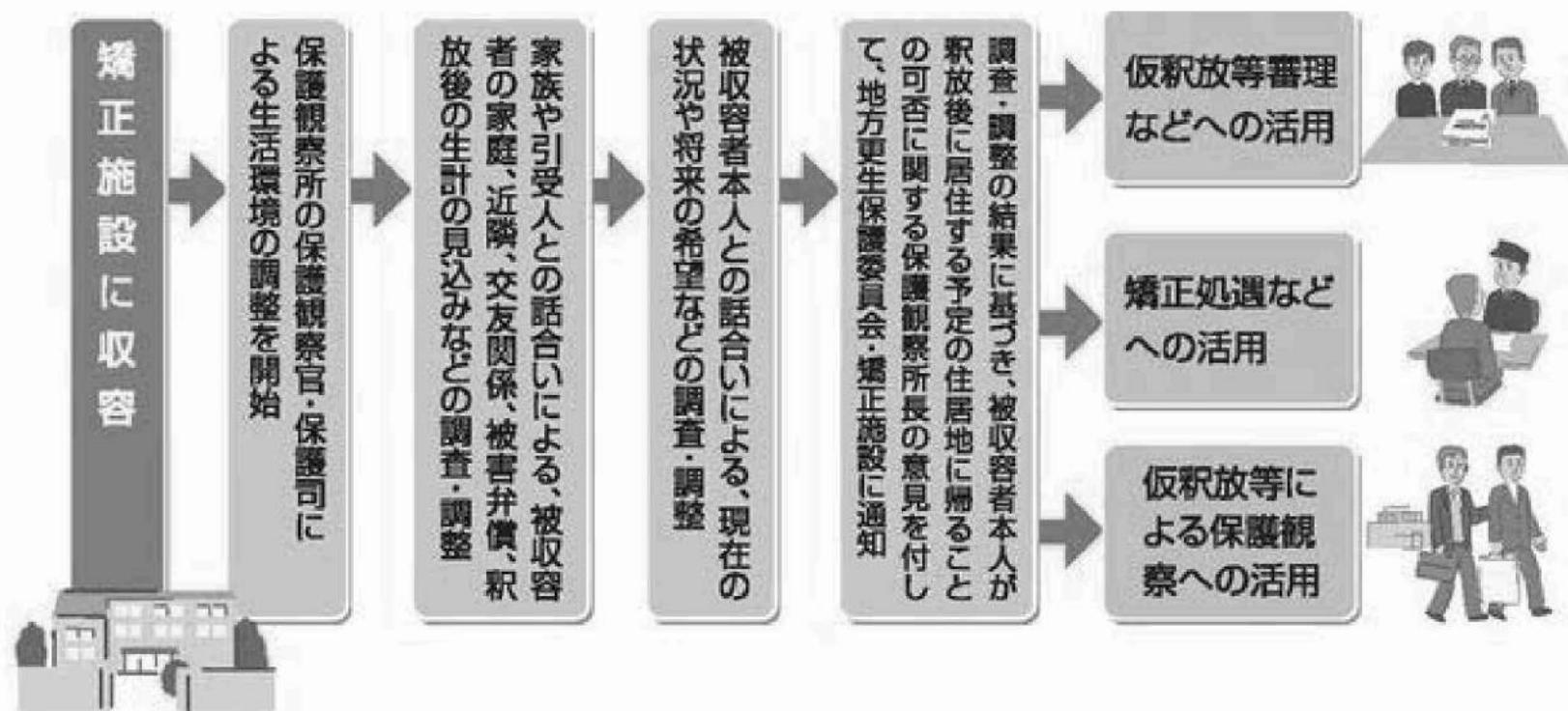
仮釈放・仮退院とは、刑務所や少年院に収容されている人のうち、一定の許可の基準を満たした者について、収容期間満了前に、仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度です。期間満了までの間は保護観察に付されます。

30

4 保護観察以外の業務

生活環境の調整

保護観察所の役割



31

4 保護観察以外の業務 具体的な内容

～①生活環境の調整～



住居・家族・仕事場・学校などの生活環境は、
保護観察対象者等の立ち直りに
大きな影響を及ぼすものです。



保護観察官や保護司は、
犯罪や非行をした人が、
刑務所等に入所しているうちから、
釈放後の住居や仕事場の調査を行うなど行い、
立ち直りを支える環境を整えています。

32